

### 東栄町障害者活躍推進計画

機関名	東栄町
任命権者	東栄町長
計画期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日（4年間）
東栄町における障害者雇用に関する課題	東栄町における直近の実雇用率は3.14%であり、法定雇用率を達成している。 法定雇用率達成を継続するため、組織面、人材面、施設面等の整備や取組の充実が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	<b>【実雇用率】</b> (各年6月1日時点) 法定雇用率以上 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握
② 定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1 障害者である職員の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、選任された者（選任予定者を含む。）に、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談資格認定講習を受講させる。 ○障害者が配属されている所属の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等各種講座、研修の案内を行い、参加を募る。
2 障害者である職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○一定の合理的配慮が必要な障害者である職員が活躍できる職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規事業の創出等）について随時検討する。 ○人事評価面談、定期的に面談を行い、障害者である職員の職務上配慮の必要な事項や職務遂行状況、習熟状況等に応じて職務を分担できるよう検討する。
3 障害者である職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理	

	(1)職務環境	<p>○定期的な面談、人事評価面談、相談窓口への相談などを通して必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講ずるにあたり、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2)募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4 その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>